



#### 留意事項

- 「基準水位」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効が高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。
- 「基準水位」の範囲や水位は、京都府の指定に基づき図示しております。また、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。